

第791回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年8月19日(水)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第790回教育委員会会議録の承認について
- 4 第791回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
 - (1)平成21年度学校基本調査速報の概要について (総務課)
 - (2)平成20年度高等学校問題行動調査の結果について (高校教育課)
- 6 専決処分報告
 - (1)平成21年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について (総務課)
 - (2)平成22年度使用県立特別支援学校小学部, 中学部及び高等部用教科用図書の新採択について (特別支援教育室)
 - (3)平成22年度使用県立高等学校, 特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について (高校教育課)
 - (4)県立高等学校における車両損傷事故に係る和解について (高校教育課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)
 - 第2号議案 職員の人事について (教職員課)
 - 第3号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について (文化財保護課)
- 8 課長報告等
平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る志願者予備調査について (高校教育課)
- 9 資 料(配布のみ)
宮城県美術館特別展「京都画壇の華」京都市美術館所蔵名作展について (生涯学習課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第 7 9 1 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 1 年 8 月 1 9 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，佐々木委員，小野寺委員，勅使瓦委員，
小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長，千葉教育次長，佐藤参事兼総務課長，
安住教育企画室長，菅原福利課長，後藤教職員課長，竹田義務教育課長，
菊池特別支援教育室長，高橋高校教育課長，雫石施設整備課長，
佐々木スポーツ健康課長，青木生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 7 9 0 回教育委員会会議録の承認について

櫻井委員 私の発言で訂正していただきたいところがある。18 ページになるが，7
月の上旬の状態です。幸いにもまだ死亡例が出ていないところを国名で申し上
げなければならないところを日本とシンガポールと香港と申し上げた。香港
ではなく，中国と訂正願いたい。あの時点ではこの三ヶ国となる。

委員長 (委員全員に諮って) 承認。

7 第 7 9 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。

議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

(1) 平成 2 1 年度学校基本調査速報の概要について

(2) 平成 2 0 年度高等学校問題行動調査の結果について

(説明：教育長)

「平成 2 1 年度学校基本調査速報の概要について」御説明申し上げます。

資料は，1 ページから 6 ページまでとなる。

この調査は，国公立，私立の別を問わず，学校に関する基本的事項である学校数，在学
者数等の状況を明らかにするため，毎年 5 月 1 日現在で実施している基幹統計調査である。

資料の 1 ページを御覧願いたい。

はじめに，1 の「学校数・学級数」である。

平成21年度の本県の学校数は、小学校が前年度より1校減少し、456校、中学校が2校減少し、226校、高等学校が2校減少し、107校となった。

学級数は前年度に比べ、小学校で34学級の減、中学校で10学級の増となっているが、詳細については、2ページの表1のとおりである。

なお、過去1年間に新設又は廃止された学校は、2ページの表2のとおりである。

次に、2の「在学者数」についてである。

学校種別の在学者数は、2ページの表1の「在学者数」の記載のとおりである。小学校で1,226人、中学校で126人、高等学校で1,487人、それぞれ前年度より減少している。

2ページの図2は、「学校種別在学者数の推移」であるが、依然として少子化に伴う減少傾向は続いており、小・中学校の在学者数は、調査開始以来過去最低となっている。

続いて、3の「教員数」である。2ページの表1に記載のとおりであるが、小学校で前年度より11人減少し、8,222人、中学校で前年度より13人増加し、4,901人、高等学校で120人減少し、4,463人となっている。

次に、資料の3ページを御覧願いたい。

4の「長期欠席者数」であるが、「理由別長期欠席者数」は、表3のとおりである。平成20年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、小学校は925人で、前年度より102人減少、中学校は2,553人で、前年度より126人減少している。

このうち、理由の1つである「不登校」について申し上げますと、小学校は439人、中学校は2,123人であり、小学校については、前年度より11人減少、中学校についても80人減少している。

次に、資料の5ページを御覧願いたい。

5の「卒業後の状況」である。

中学校の卒業者の進路は、6ページの表4のとおりであるが、本年3月の卒業者数は22,000人で、前年度より969人減少している。進学率は98.8%で、前年度より0.2ポイント上昇している。

一方、高等学校の卒業者の進路は、6ページの表5のとおりであるが、卒業者数は21,037人で、前年度より841人減少している。

進学率は46.1%で、前年度より1.2ポイント上昇、就職率は24.4%で、前年度より1.4ポイント低下している。

以上が「平成21年度学校基本調査速報の概要」である。

続いて、文部科学省が行った「平成20年度における児童生徒の問題行動等の調査」の結果から、本県の公立高等学校の不登校生徒数及び中途退学者数の現状について御説明申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。

はじめに、「不登校」についてである。

平成20年度の本県の高校の不登校生徒数は1,232人で、前年度よりも151人増

加した。在籍者に占める割合である不登校率も、前年度より0.27ポイント高くなり1.88%となった。

不登校の要因としては、「学校生活での影響」が42.3%、「本人の問題」が35.9%となっている。「学校生活での影響」の内訳では、「いじめを除く友人をめぐる問題」が前年度と比較して大幅に増加している。

次に、資料2ページの「中途退学」についてである。

本県の中途退学者数は1,325人で、中退率は2.0%となっている。前年度と比較すると156名減少し、中退率も前年を0.2ポイント下回った。

中途退学の理由としては、「学校生活・学業不適応」が42.2%、「進路変更」が26.0%となっている。

以上のように、不登校については「学校生活での影響」の割合が多く、中途退学については「学校生活・学業不適応」の割合が高くなっているが、総じて人間関係形成能力の未熟さが問題として挙げられる。

友人を中心として人間関係を適切に形成して行く力は、小学校や中学校で基本的な訓練を経て構築されていくものであり、その基盤となるものは家庭の教育力である。また、学校外での様々な体験を経ることも大きな意義を持つことである。

こうしたことを踏まえ、これまで以上に小中高の連携、また学校と家庭、地域との連携を進め、生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、社会の中での生き方を考えさせるキャリア教育を充実させていかなければならないと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 不登校についてであるが、これについては学校も本気になってやっていると思うし、行政も様々な施策を講じているが、義務の場合をみれば、この数年間小学校は0.3%で殆ど横ばい、中学校の場合は3%を超えた数値というのは変わっていない。私はそういう努力の上に、この数字で止まっているという見方もできるかと思うが、この数字をどう読み取って、施策を講じていくのかということだが、私が持っている学校復帰が基本であるという立場からは、不登校が減らないという事実はもうちょっと広い見方から考えていく必要があると思っている。それで、二点うかがいたいことがある。

最初に、県の施策であるが、相談体制の充実等を含めて県も一生懸命やっていると思っている。その施策の中に学級編制弾力化事業というのがある。これは、小学校1,2年の35人を超えるところに配置していると思う。19年度からは中学校の中1を対象にやっている。小学校の教科担任制のモデル事業もやっているわけであるが、これはきめ細かい指導をするというねらいがあるのだと思うが、やはり小中の接続とか、あるいは中学校への進学に伴った環境移行に伴う問題がある。そうした発達課題に対応した施策であると私は思っている。だから、不登校対策の面でも有効な施策ではないかと

評価している。これは、データの的にも19年度からやってきて、そういう面でも数字が出てきているのではないかと思う。中学校の場合でも学年が進むにつれて不登校というのは増えているという事実があると思うので、私は予算的な問題があると思うが、学級編制弾力化事業は不登校対策を含めて現場が直面していることだと思うので、学級編制弾力化事業をもう少し拡充して行くことが大事ではないかと思う。その辺りはいかがか。

教 育 長 御指摘があったように学級編制弾力化事業をいま小学校1,2年生,それから中学校の1年生については,35人を標準として学級編制をしているというところである。中学校については平成19年度からやってきているわけであるが,お話しがあったように,このことの成果がやはり数字的にも出ているという認識を持っている。これを拡大できないかということであるが,御承知のように,現在のいわゆる標準法定数,あるいは,その加配の中でやりくりをしてやっているという状況であり,これを現在以上に拡大することとなると,県単独で予算措置をするということも必要になってくるので,なかなか現状の県財政の中では,これをいま以上に拡大することとは大変難しい状況である。

小野寺委員 学級編制弾力化事業は,いわゆる県単の部分はないのか。みな文部科学省の加配措置の活用なのか。

菅原教育監 弾力化事業に活用している教員の出どころというか,これについては,指導法改善の,いわゆる少人数指導の部分を上手くまわしながら,いま現在運用しているわけであるが,ただ,それも限界点に達しており,教育長が申し上げたとおり更に拡充と言われると,やはり限界とならざるを得ないということで,非常に厳しい状況である。ただ,教育長が申し上げたとおり不登校という点に限って言えば,弾力化事業実施校の不登校率の低減というのは明らかに数字上出てきているので,そういった小規模学級集団が不登校を無くして行くという点では効果があると認識しているので,学級集団の編成とか,さらには相談部分の充実とか,不登校解消には当然不適應だけの問題だけでなく,様々な手法が必要だろうと思うので,今後いろんな手法を使いながら不登校問題には対応して行きたいと思っている。御質問の点のどの部分を活用しているかということについては,先ほど申し上げたとおりである。

小野寺委員 国の基準があって,その加配の部分を活用しているということなのだが,ただ,この事業の不登校ばかりでなく,この事業の成果というのは明らかに私はあるのだと思うし,現場がその辺りを望んでいると思うので,難しいという話があったけれども,なお私は引き続きそのことについては,要望というか,考えていただきたいという立場である。

もう一つであるが,不登校を決して肯定する立場ではないが,やはり見ていると学校に馴染めない生徒というのは出てきていると思う。例えば,この

3%というのを見ると。あるいは、学校の枠に収まらない生徒というのはいるわけで、そういう生徒への支援というのはもう少し広く考えて行く時期ではないかという思いを、この間しているわけである。それで、一つは、教室に入れない子どもにいま別室登校がある。これは認めている。それから、学校以外の学びの場の一つとして、フリースクールは置いておいて、けやき教室である。適応指導教室がある。私はこれに期待しているところがあるが、これは市町村が設置して運営する。この設置率がどの程度になっているのか。いま市町村が36である。それから、数少ない例であるが、けやき教室が設置されていても上手く回っていないところも見受けられる。それで、例えば宮城県の不登校生徒の一割も、多分この教室に通っていないのかなあと思ったりしているが、正確な数字ではないが。それで、適応指導教室の実態とか、運営についてももう少し各市町村と協議して必要な手立てを講じる必要があると思っている。それから、もう一つは、不登校生徒の場合は進路の問題が大きくなって来る。例えば、中学校の場合は、いま私立高校が手を差しのべてくれている。それから、公立で言えば、やはり通信制とか、定時制の役割が私は大きいと思っている。それで、中には中退者も含めてなのだが、夜間ばかりでなく昼間勉強したいという生徒もいるのだが、ところがなかなか身近に無いところがある。だからこれは、高校の将来構想とも関わってくるが、やはりそうした定時制高校の役割とか、在り方ということについてどのように考えているのかである。その二点についてうかがいたい。

教 育 長 前半部分については義務教育課長から説明させるが、後段の件については、御指摘のように定時制高校の役割は、今後大きくなって行くだろうという認識は持っている。そういった考え方から、現在、いわゆる多部制の定時制高校をつくり、県内に幾つか設置している。いま申し上げたとおり定時制高校の役割の増大ということも十分念頭において、県立高校の将来構想、あるいはその実施計画の検討をすすめて行きたいと考えている。

義務教育課長 私から適応指導教室、いわゆるけやき教室の現状について御説明申し上げます。現在、県内には九つのけやき教室等がある。各教育事務所、地域事務所ごとに大体一か所あり、隣接する市町村が経費を負担し合って設置している。南三陸区域には気仙沼市と南三陸町に一か所ずつある。昨年度の実績であるが、そこに通い勉強した児童生徒は80人ほどいる。現在、県教委として、各適応指導教室に学生ボランティアを派遣して、そのお手伝いをしている。また更に、今年度から義務教育課内に二人の相談員を配置し、各教室に派遣して支援している。また、相談員からは、随時その教室の状況や要望等を聞いて、実態に合った支援ができるようにしている。

委 員 長 学校基本調査の速報という話を越えて、不登校問題の総合的な話に少しずつ入ってきている気がするが、どうするか。更に進めるか。

小野寺委員　もう少しよいか。結局、けやき教室は県から市町村に移管したわけである。そして、県がいまのように丸投げしていると私は思う。ボランティアや指導員を派遣して巡回してやっている。だが、どうであろうか、市町村の動きが少し鈍いのであろうか。例えば、36のうち9つ、広域でやっているところもあるが、どのくらいカバーしているのか。

義務教育課長　各教育事務所等の生徒指導主事からも、その状況について聞いているが、今のところ全地域をカバーしているということである。遠い距離から通う場合もあるが、保護者が送り迎えをしている。

小野寺委員　9教室で県内すべてをカバーしているということだね。

義務教育課長　そうである。

勅使瓦委員　一つよいか。高等学校の中途退学の部分で、宮城県における進路変更の内訳のところの、別の高校への入学を希望している生徒が170名ほどいる。毎年こういった理由の生徒がいるのだと思うが、現状の高等学校の状況からすると途中での編入というのはなかなか難しいと思う。折角入りたい高校に入学したにもかかわらず、結果としてその高校に馴染めなかったり、あとは勉強する中身にずれがあったりという理由があって、別の高校への入学を希望という部分も比較的あると思うが、この辺のところ、170名が今年度なので、来年度すんなりと自分の希望する高校に再度受検することができるのかどうかは、いまは分からないと思うが、過去の例からするとその辺の比率というのは翌年きちんと入学しているのかを把握しているのかどうか、もしくは再度受検を1年ないし、2年遅れてするというのも一つの方法であろうが、上手い具合に編入をしっかりとできるような考え方というか、そういったところも必要な感じがしている。特に来年から全県一学区になってくると、尚更そういったところが必要になってくるのではないかと考えていたので、その辺についてうかがいたい。

高校教育課長　この別の高校に入学を希望というところについては、高校教育課としても重要なところだと考えている。生徒と学校とのマッチングの問題が大きいと考えており、できるだけ高校に入る前の段階で高校に関する情報をより多く提供することが必要だと考えている。来年春からの全県一学区を踏まえ、そういった点も考慮して、去年、今年と合同での相談会という形で県内六カ所で、中学生、受検生、保護者に対する説明会、相談会を行っている。それと同時に、高校教育課のホームページにいろいろな形で高校の体験入学の一覧表をつくり紹介をすとか、各高校の特徴を示したりとか、そういったニュースをできるだけ多く流すようにしている。

それで、この170名について、その後実際どういった高校に転校できたのか、できなかったのかということについては、調査はしていないところがあるので、この数字については分からないところである。ただ、19年度よ

りも20年度が10ポイント以上増えているということがあるので、そういったところは、特に入学前の指導、情報提供を今後益々やっていかなければならないと考えている。それから、システムとして一度入学して、その後、現在であると県内全日制高校から全日制高校への転校は特別の事情がない限りできない状況となっている。いじめの問題があるとか、どうしてもといった問題がある場合以外はできないということとなっている。ただ、定時制高校への転校は可能となっているので、そういった形で別の高校を希望している場合には対応しているケースが多いかと思う。今後、全県一学区になることで、そのシステムを見直すべきかどうか、これについてもメリット、デメリットがそれぞれあるので十分に検討した上で判断をしなければならないと考えている。

委員長　　いまの話で、別の学校というところで、学校の校風とかで別な学校に行きたいというのあれば、いまの学校の中で人間関係が友達と上手く行かないからこの学校でないところという程度なのか、その辺がはっきりこれだと分からない。もう少し細かく分かる仕組みを検討していただき、そして、数の少ない人材なのだから、よい実力、力を蓄えて社会に出られるような仕組みを工夫しないといけないと思う。この話はやり出すと多分いっぱい話が出てくると思うので、もしよければこの辺で今日は止めて、次に移りたいと思うが、いかがか。ただ、どこかでまとめて不登校をできるだけ少なくして、そして、勉強が嫌いにならないで、自分が面白がってやれるものを見つけられるという仕組みを工夫しないといけないと思うので、一度どこかで議論をさせていただきたいと思う。

9 専決処分報告

(1) 平成21年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について

(説明：教育長)

「平成21年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について」御説明申し上げます。

5月の定例教育委員会で審議していただいた政策評価・施策評価基本票について、宮城県行政評価委員会からの判定及び意見などが付された答申が7月27日に出され、これら意見に対する県の対応方針の作成及び最終評価をするにあたり、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決処分したものである。

資料は、1から9ページまでとなる。

まず、4ページを御覧願いたい。

左側に5月の教育委員会で審議いただいた評価原案が記載され、右側にその評価に対する「行政評価委員会の意見及び判定」、「当該意見に対する県の対応方針」、行政評価委員会からの意見を踏まえた最終評価結果がそれぞれ記載されている。

なお、「評価原案に係る行政評価委員会の意見」に記載されている判定基準については、資料3ページのとおりである。

教育委員会が担当する全ての施策において「適切」若しくは「概ね適切」という判定がなされていることから、「施策の成果」及び「事業構成の方向性」については、評価原案を変更する必要はないと考えている。また、「評価の理由」、「次年度の対応方針」欄については、行政評価委員会の意見を踏まえ、施策番号14、17及び23について評価原案から下線部のとおり修正している。

これらの対応方針及び最終評価結果については、知事部局でまとめ、9月中旬に議会に報告される予定となっている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 評価結果の段階というか、いま教育長から説明のあったとおり、教育庁の自己評価と行政評価委員会との判定がほぼ一致しているので、私は妥当な評価がされたと受けとめている。感じていることを二つばかり述べたい。前にも言っていることであるが、一つは県民意識調査をこの前見たときに、教育庁の施策というものは重視度は高いが満足度は低いという結果が出ていたので、その辺りをやはり厳しく受けとめて行く必要があるのだと私自身は感じている。それで、施策を構成する個々の事業を個別的に見ると進捗しているのがけっこう多い。ただ、目標指標の設定というものが、何というか教育庁の施策を評価するものとして適切かどうかということが一つある。例えば、行政評価委員会でN値が多いという、この指摘はそのとおりだと思う。その通りだと思うが、別の観点とか、指標を取り入れていかないと、私は教育庁の施策評価というものは全体的になされないのではないかという気がする。だから、そういう事務局の努力というのが、もうちょっと出てきてよいと思うところがある。

それから、もう一つは、単年度の評価だけでは分からない。あるスパンの評価をやって行かないと客観的な評価というか、そういうものが出ないのではないかというのが一つ感じている。もう一つは、結局、この評価をもとに施策をどう展開して行くかということだが、この間お話ししたが、その方策の一つとして学校の連携を強めることが大事だということを申し上げてきた。事務局は本当にこの間努力されたと思う。市町村もこのことについては、私の知る範囲ではあるけれども、非常に肯定的に捉えていると思う。だから、今後もより踏み込んだ関係づくりの中で施策を実行して行く必要があるということを感じた。

それは、感じたことであるが、うかがいたいことがある。これは前から聞きたかったことで、前にいただいた施策シートの学校評価の部分であるが、義務は58%とか、何%である。ところが、高校は100%である。何でこれだけ開きがあるのか、去年も気になっていた。ここで言っている学校評価というのは何を指しているのか、いわゆる学校関係評価というのは、第三者

評価を言っているのか、そこがよく分からないし、これを見ると義務教育の学校評価に問題があるというふうに捉えている。そういう捉え方でよいのか。今日の資料に無い点であるが、どうか。

義務教育課長 小中学校の学校評価の実施率の数値が高校とあまりにも違っているのではないかと御指摘であるが、この数値は学校関係者評価の実施率である。各小中学校とも、これまでは、各学校の先生方による学校評価、すなわち自己評価を実施していた。最近になって学校の質をより高めるには自己評価よりも外部評価の方が良いであろうということで、学校関係者評価というのが出てきた。そして、その学校関係者評価を実施する時には、学校評価委員会というような組織をしっかりとって実施しなさいということであった。小中学校はそれを組織するのが少し遅れていたもので、50%程度の数値となった。今年度の調査結果では、各学校で評価委員会等をつくり実施しており、学校関係者評価の実施数値が約80%まで上がっている。

小野寺委員 今後、この学校評価というのは大きな問題になってくると思う。あるいは振興基本計画辺りでどう出てくるか。それで、やることも大事だが、やった後どうするかだと思ふ。やはり、やらなければ何も出てこないが。ということは、高校は学校評議員を全部置いてそこでやっている。小中学校は要するに学校評議員を未設置のところがあるからこういうことだ、差が出るということなのか。

義務教育課長 その通りである。実施率を調べる調査要項の中に学校関係者評価は学校評価委員会等を設置して実施することと明記されていた。各学校では、その学校評価委員会を学校評議委員会に置き換えてもよいかということに惑いがあった。しかし、後から学校評価委員会は、学校評議員会を置き換えてもよいということが分かり、実施率の数値が高くなった。現在小中学校とも学校評議委員会を設置している学校が、大体85%ぐらいであるので、実施率もその数値まで上がってくるものと考え。今後も学校関係者評価の実施については積極的に推進してまいりたい。

委員長 評価のシステムそのものにもいろいろな課題が内包しているということである。そういう意味では。

教育長 いま何度かお話しがあった中で、目標指標の在り方について御指摘があった。これは、以前からずっと度々議論となっている問題であり、私どもとしても十分問題意識を持っている。それで、県の将来ビジョンの行動計画、現在の行動計画は平成19年度から21年度までの3ヵ年計画であるが、これが22年度から新たな行動計画になるということで、その新たな行動計画をつくるための準備作業を今年度やっている。その中で目標指標についても見直すべきものは見直すということで今年度事務的に作業を進めてきており、十分検討をしているところである。来年度以降の行動計画の目標指標は現在

のものよりは大分良くなるのではないかと考えている。どういう指標を出すにしても、それが完璧ということはないわけであるので、随時検討してまいりたいと思う。

小野寺委員 私もあまり煩雑では困ると思う。教育庁の事業が本当に評価できるポイントというものはあると思う。私はこの目標指標を見て、足りないなあ、あるいは、これはいらぬなあと個人的に感じるところもあるし、やはり教育庁全体のそうした努力というものが、もうちょっと評価できるような項目に変えて行くというか、要するに教育庁の仕事の本当の動きが評価できるようになればよいと考えているから申し上げた。

委員長 もう少し具体的に、これもまた少しディスカッションする必要があるかもしれない。次回のものに、何か教育委員会サイドで異論があれば反映していただけるようにということでディスカッションをどこかですということによいか。

(委員全員に諮って)了承。

(2)平成22年度使用県立特別支援学校小学部、中学部及び高等部用教科用図書の採択について

(説明：教育長)

「平成22年度使用県立特別支援学校小学部、中学部及び高等部用教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

資料は、10ページから16ページまでとなる。

県立学校の教科書は、県立学校の管理に関する規則第12条により、教育委員会が採択したものを使用しなければならないこととなっている。

今年度は、中学校用検定教科書の採択の年に当たっているため、特別支援学校中学部用検定教科書及び毎年採択することになっている学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(一般図書)を採択することになる。

そのため、学識経験者及び校長等で構成する宮城県立特別支援学校教科用図書採択検討会議を開催し、各特別支援学校長から採択希望があった教科用図書について、平成22年度使用教科用図書の採択基準に基づき調査・検討を行った。その検討結果の報告を受け、「教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第4号」により、資料11ページから16ページのとおり8月18日付けで採択を専決処したものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

櫻井委員 前回と大きく違ったところがあれば教えていただきたい。

特別支援教育室長 11ページの検定教科書は、下に該当校を記載しているが、これについては、前回と変わらない。その他については、12ページの17番の教科用図書、去年と変わったものをいま申し上げます。42番、61番、62番、続いて、15ページの5番、6番が新しくなっている。なお、16ページの1番

と 22 番が新しく希望が出てきて採択したものである。以上である。

櫻井委員 私の質問が悪かったと思う。本がこのように変わったということをお聞きしたかった部分と、それから、こういう理由で決め方だとか、その方針が変わったというのを、もしあれば特にうかがいたかった。

特別支援教育室長 結論から申し上げますと、特にない。採択基準が昨年度と同様であり、その採択基準に基づき決めたので、去年と変わったところは特にない。

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(3) 平成 22 年度使用県立高等学校、特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について

(説明：教育長)

「平成 22 年度使用県立高等学校、特別支援学校高等部及び中学校用教科書の採択について」御説明申し上げます。

資料は 17 ページから 19 ページまでとなる。また、別添として資料 1 及び資料 2 がある。

先ほども申し上げたが、県立学校の教科書は、県立学校の管理に関する規則第 12 条により、教育委員会が採択したものを使用しなければならないことになっている。

教科書採択までの流れについては、18 ページから 19 ページに示しているとおりである。

高等学校及び特別支援学校高等部では、各学校に設置されている「教科書選定委員会」の審議を経て、候補となる教科書を選定し、各学校長から採択の申請がなされた。また、県立中学校においては「県立中学校教科用図書選定調査委員会」が候補となる教科書を選定し、同委員会から採択の申請がなされた。

その後、教育庁内に設置している外部委員を入れた「県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において、各学校の教育課程との整合性が図られているか、あるいは生徒の実態に配慮されているか等の観点で審査を行い、妥当なものであると判断をいたした。

このことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別添資料 1 の「平成 22 年度使用県立高等学校、特別支援学校高等部及び中学校用教科書採択一覧」のとおり、8 月 18 日付けで採択を専決処分したものである。

なお、詳細については、高校教育課長から説明させる。

(説明：高校教育課長)

今回、専決処分で決定した教科書の一覧表が資料 1 である。資料 1 の 1 ページから 46 ページまでは、県立高等学校及び特別支援学校高等部で採択する教科書である。47 ページには、県立中学校で採択する教科書の一覧を示している。今春開校する仙台二華中学校の教科書についても記載している。

1 ページにお戻り願いたい。

この資料 1 であるが、学校順に各科目で使用する教科書の発行者名と教科書番号を記載

している。

なお、発行者の一覧については48ページに一覧として示している。

別添資料2は、来年度新たに購入する教科書の集計一覧である。

資料2の1ページを御覧願いたい。

例えば、最初の国語表現の欄の下のほうに合計47とあるが、県内全部で延べ47の学校においてその教科書が購入されることを表している。その下の6は、国語表現の教科書を発行しているところが6社あるということ、さらにその下の5は、本県で採用する数を示している。

このように、本県では、ほとんどの科目で、採用数の多少はあるが、発行されている各社の教科書が幅広く採用されている。

全体的に見て、審査委員会においても外部委員から問題点の指摘はなく、各県立高校・県立中学校の教科書の採択については、各学校の生徒の実態と教育課程を踏まえた適切なものであると考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(4) 県立高等学校における車両損傷事故に係る和解について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(4)については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

10 議 事

第1号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページまでとなる。

3ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正の内容であるが、本年9月1日に本吉郡本吉町が廃止され、気仙沼市に編入されることに伴い、「宮城県本吉響高等学校」の位置の表記が本吉町から気仙沼市に変更となることから、第26条の表を改正するものである。

なお、この規則の施行期日は、本年9月1日とするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第2号議案及び第3号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

1.1 課長報告等

平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る志願者予備調査について

（説明：高校教育課長）

「平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る入学志願者予備調査について」御報告申し上げます。

資料の1ページを御覧願いたい。

来年度の公立高等学校入学者選抜が、全県一学区のもとで初めて行われることから、志願状況の概数を把握するとともに、受検生の高校選択の参考資料とするため、入学志願者予備調査を、従来実施していたものに加えて、11月にも実施することとした。

1回目の予備調査については、各中学校における三者面談や、推薦入試等の志望校を検討する時期を考慮し、11月4日(水)から11月9日(月)までの4日間で実施する。この各中学校に対する調査については、中学校及び高校の事務手続きの負担軽減を図るため、電子メールを用いて中学校から直接高校教育課に提出してもらうこととした。調査の集計結果は、11月11日(水)に、中学校、高校、市町村教育委員会及び教育事務所等に通知するとともに、各報道機関に公表する予定である。併せて、高校教育課のホームページに掲載し、受検生の進路選択の参考にしてもらいたいと考えている。

2回目の予備調査については、従来と同じ方法・手続きにより、推薦入試の出願とともに、1月に実施する。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質疑）

小野寺委員 入学志願者予備調査を二回やることについては私も必要だと思っている。あるいは、来年度も必要になるかどうかについて、これは検討する必要があると思う。それで、いま一回目は電子メールでやる。二回目は従来の手続きでやる。それで、負担軽減を図るということである。やはり中学校の場合は、かなり入試に係る労力は大きい、ただ生徒のためだからやるわけである。ただ、いま負担軽減と発言されたわけで、省けるものは省いたほうが私はよいと思う。この前も話を聞いたが、一回目と同じようなやり方で、例えば、左側に予備調査報告書があるが、これ一本でできないのか。要するに、事務所長とかをもう一方で経由しなければいけないのか。私は左の流れで十分ではないかということをお前申し上げたが、どうなのか。慎重を期するためにこれはやるのか。

高校教育課長 いま委員から御指摘があったとおり、まず一回目であるので、このメールを使った直接の資料のやりとりはこれまでやったことが実はない。中学校と

県の教育委員会との間でやりとりをする初めての事務作業であるが、高校教育課としては大丈夫であるという判断をした上で実施するということにしたわけであるが、それでもなお、実際にやってみて、いろいろ問題点が出てこないとも限らない。そういった意味では二回目の予備調査については、これまでと同じ方法をまず使わせていただき、特に問題が無い、やれるということがはっきりした、これは1年だけでなく、2年、3年とやって行くということとなるかもしれないが、できるだけ省力化して行きたいという気持ちは持っているので、取り敢えず今回は11月にメールでやらせていただいて、その結果を見た上で判断をさせていただきたいと考えている。

小野寺委員 メールと、二回目はファックスでやっている。私はそのメールで一回目は上手く行けばよいなと思っているが、二回目のシステムは、右側はいらいのではないかとやっている。どうして教育事務所長を経由しなければいけないのか。例えば、報告書を出せば集計できるのではないか。高校教育課ではできないのか。そこである。検討願いたい。これは実際に現場にいて、私はなぜ二ついるのか、片方でよいのではないかと思った。検討願いたい。

佐々木委員 この予備調査報告書と集計表の違いはどのようなところか。

高校教育課長 これはファックスで中学校から高校に出していただいて、高校から高校教育課に、もう一方は教育事務所から高校教育課に頂戴して、どちらもそれぞれ書いていただいたものをこちらでチェックしている。そういったことで、最終の照合作業の時に使わせていただいているという事情がる。

佐々木委員 報告書の内容と集計表の内容は別なのか。その違いについてうかがいたい。

高校教育課長 これは、中学校からは高校へ、であるから、その高校を受ける生徒の数が出てくる。予備調査の集計表、中学校から教育事務所に出すものは学校全体としての数ということで出てまいる。そういったことで、高校から上がってくるものと、教育事務所から頂戴するものは最終的には合っているわけであるが、それぞれ違う形で頂戴することになる。

佐々木委員 ということは、二回目の調査は志願提出と同じような形式をとるといことになるのか。予備調査なのに、高校に出す必要があるのか。

高校教育課長 現行の方法であると、この志願者予備調査の時に推薦入試の本出願も行う。それで、推薦入試の本出願は願書とともに出していただき、それと併せて予備調査という形で志願状況の数字をいただくということで頂戴している。であるから、正式な出願とは形は違うが、高校に出していただくという部分は同じである。

委員長 調査という名前は付いているが、いろんな目的があって、全体的に見ればどの高校にどこからどんなふうに行っているのかというのを見たいという話もあるし、それぞれの高校にしてみれば、うちの高校にはどこの中学校からどのくらい人がきているのかというのを把握したいという目的もあって、そ

うというのがいろいろあってこんなふうになっているということである。それで、小野寺委員が発言しているのは、もう少し簡素化して一本立てでそういうのが両方分かるというのは無いのかということをも分発言されていると思う。

小野寺委員 これは、詳しくは忘れたが様式が違うだけで同じことである。同じことを調べている。

高校教育課長 様式の簡素化についてはできるだけ進めていきたいと考えている。ただ、すべてを直ちに行うということは難しいという現状もあるということをお理解いただき、検討課題であるという課題認識は持っているので、できるだけ今回のメールでのやり取りが上手く行けば、その方向で簡素化できる部分はどんどん簡素化して行きたいと考えている。

櫻井委員 関連であるが、入試の制度が変わるので、実際に受ける受検生だとかはとても神経質になっている時期だと思う。いままで二華中高とか高校の説明会が各地で行われたと思うが、分かる範囲で結構なので、いま現在の印象というか、非常に混乱を招いているとか、不安がいっぱいでみんな右往左往しているとか、言えないこともあるかもしれないが、言える範囲内で課長が感じている現在の印象を教えてください。

高校教育課長 いくつかの学校の校長から体験入学、学校説明会の状況について報告を受けている。仙台市内の高校で申し上げますと、これまでよりも中学生が増えている、保護者も増えている学校が多い状況である。理由をうかがうと、やはり一つでも多くの学校を、関心のある学校は取り敢えず見ておこうという生徒が多くなっているということだと話をうかがった。それから、郡部の高校についても、報告を受けている学校からは、高校に体験入学にくる中学生が増えているという話を聞いている。これも、やはり事前に学校をよく見た上で判断したいという生徒が増えているということでも話を聞いている。全体として大変困っているということよりは、いろんな学校を実際に自分の目で見て、その上で決めて行こうという、学区が無くなることによっていろんな学校に行けるということは分かった上で、競争が激しくなるということも含めて自分が行きたい学校をよく見ておこうという生徒が多くなっているという感想を持っている。

佐々木委員 二回目の予備調査の時に推薦の願書も出すということであった。それで、この間からのいろんな意見聴取会では、推薦入試について、いろいろ若干の問題点もあるように感じていた。その推薦入試の発表と本出願の日程をもう一度教えていただきたい。つまり推薦で落ちた方と、1月22日に公表された時に、1回目の調査と2回目の調査の間でかなり大きく動く可能性がある。そして推薦で思うようにいかなかった子ども達も、今度自分がじゃあどこに願書を出そうかという選択をしないといけないと思うので、その日程の関係

をちょっとうかがいたい。子ども達にとっては、大変揺り動かされる、苦しい選択をしなければならない時期だと思うので、もちろん学校の先生方も大変苦労されると思う。

高校教育課長 一般入試の出願受付が2月15日(月)から2月23日(火)まで。それから、推薦入試の合格発表が2月5日になる。であるから、合格発表の後、一般入試の出願までに10日間余裕をとっている。一般入試の学力検査が3月4日ということになる。

佐々木委員 若干、その1月22日の発表の後の期間がかなり、まあ長ければよいというものではないと思うが、学校の先生方は大変だろうなという気持ちがある。一回目と二回目ではかなり動く可能性があるなと私自身は感じている。その動いた後、二回目の発表があった後に先生方は多分個別に子ども達と相談する場面があると思う。

菅原教育監 高校教育課長から御報告申し上げている今回の予備調査であるが、受検者、それから受検する子ども達、あるいは、その保護者に対して意志決定をする、あるいは指導していく上で、必要な情報提供をしていくということでの趣旨、しかも全県一学区化になってという背景があり、今回二回実施するわけである。いろいろ御指摘いただいているように、今回初めての取組でもあるので、いろいろとやってみて改善しなければならない点が出てこようかと思っている。ルートであるとか、フローとか、あるいは時期、いま時期の御指摘をいただいているし、報告様式の報告内容でしょうか、それから作業量も当然必要となってくるので、そういったところを考慮しながら、今回やってみて反省をし、改善があれば次年度に向けて、あるいは第二回の予備調査にどのくらい入れ込むことができるのか、これも検討はしてみたいとは思いますが、いずれも趣旨は正確な情報提供をしたいということと、その作業量を抑えた上で、十分活用できるような仕組みにしたいということであるので、一回やってみて検討させていただきたいと思っている。

委員長 初めてのことなので、なかなか難しいところがあるのかもしれないが、みんなの心が揺れ動きながら、よりよい学校に行きたいという思いで選択をすることになるので、これに対して一番良い情報提供の仕方はどうあったらよいのかというようなことなのだろうと思う。今年のやつをベースにもう少し工夫をして行くというようなことで努力をしていただきたいと思います。

12 次期教育委員会の日程について

委員長 定例会は平成21年9月18日(金)午後4時から

13 閉会 午後3時50分

平成21年9月18日

署名委員

署名委員